

令和 6 年

国見町議会会議録

第 4 回 臨時会

令和 6 年 7 月 10 日開会

令和 6 年 7 月 10 日閉会

国 見 町 議 会

令和6年第4回（7月）国見町議会臨時会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（7月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
令和4年度国見町地域防災力向上事業高規格救急自動車研究開発事業に関する調査について	6
閉議及び閉会の宣告	15

国見町告示第 7 3 号

令和 6 年第 4 回国見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6 年 7 月 4 日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和 6 年 7 月 1 0 日

2. 場 所 国見町議会議場

3. 付議事件

- (1) 令和 4 年度国見町地域防災力向上事業高規格救急自動車研究
開発事業に関する調査の件について

応招不応招議員

・ 応招議員（11名）

1 番 佐藤多真恵君	2 番 菊地勝芳君	3 番 佐藤孝君
4 番（欠番）	5 番 蒲倉孝君	6 番 八巻喜治郎君
7 番 宍戸武志君	8 番 山崎健吉君	9 番（欠番）
10 番 小林聖治君	11 番 渡辺勝弘君	12 番 松浦常雄君
13 番（欠番）	14 番 佐藤定男君	

・ 不応招議員

なし

令和 6 年第 4 回国見町議会臨時会議事日程（第 1 号）

令和 6 年 7 月 1 0 日（水曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 令和 4 年度国見町地域防災力向上事業高規格救急自動車研究開発事業に関する調査について

・出席議員（１１名）

１番 佐藤多真恵君	２番 菊地勝芳君	３番 佐藤孝君
４番 （欠番）	５番 蒲倉孝君	６番 八巻喜治郎君
７番 穴戸武志君	８番 山崎健吉君	９番 （欠番）
１０番 小林聖治君	１１番 渡辺勝弘君	１２番 松浦常雄君
１３番 （欠番）	１４番 佐藤定男君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 引地真君	副町長 佐藤克成君
教職代理者 高橋幸子君	総務課長 澁谷康弘君
企画調整課長 大勝宏二君	税務課長 佐藤光男君
住民防災課長 榑英則君	ほけん課長 佐藤温史君
産業振興課長 佐藤智昭君	農業委員会事務局 佐藤智宏君
建設課長 村上幸平君	上下水道課長 穴戸浩寿君
会計管理者兼会計課長 阿部善徳君	教育総務課長 大勝晴美君
教育施設課長 中條伸喜君	生涯学習課長 小野笑子君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長 実沢隆之君	書記 八島章君
書記 豊野好洋君	書記 木村恒夫君
書記 丹治琴音君	

◇開会の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回国見町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、福祉課長より、入院治療のため本臨時会を欠席する旨、届出がありましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（佐藤定男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番八巻喜治郎君及び7番穴戸武志君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（佐藤定男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日と決しました。

なお、本臨時会にあたり、町長及び関係職員に対し、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（佐藤定男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会関係について、事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（実沢隆之君） 議会関係についてご報告いたします。

令和6年第3回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第3回議会定例会で可決いたしました「地方財政の充実・強化を求める意見書」及び「国・県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書」並びに「『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」については、7月4日に関係機関に送付いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（佐藤定男君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇令和４年度国見町地域防災力向上事業高規格救急自動車研究開発事業に関する調査について

議長（佐藤定男君） 日程第４、令和４年度国見町地域防災力向上事業高規格救急自動車研究開発事業に関する調査の件を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

３番佐藤 孝君。

３番（佐藤 孝君） 高規格救急自動車研究開発事業調査特別委員会の報告をいたします。

企業版ふるさと納税を原資とする令和４年度国見町高規格救急自動車研究開発事業は、令和４年９月議会定例会において、本事業の補正予算が可決されました。その際の提案説明では、企業版ふるさと納税の寄附金が原資のため、町からの持ち出しはなく、高規格救急車を開発・製造し、近隣の自治体などへリースする事業で、防災に強い町をアピールし新産業として育てるとのことでありました。

業者選定は公募型プロポーザルで行い、公募には受託者となったワンテールのみが応募し、審査会を経て、令和４年１２月５日に委託契約の締結を行い、翌年３月２８日に１２台の救急車が納車されたところです。

しかし、納車時期を前後して、本事業における業務執行に問題があったとする報道があり、また同時期に、ワンテールの島田社長の不適切発言が発覚する等いたしました。町はこれを受け、ワンテールとの諸契約を解除、あるいは変更するなど、行政が一気に混乱する事態となりました。

町は、昨年４月に町民説明会を１４回にわたり開催し、この間の経緯を説明しましたが、町民からの理解が得られたとは言えない状況となりました。また、町民からの要望を踏まえ、本事業の事務執行を調査する第三者委員会が発足されました。９月には、監査委員会から異例ともいえる本事業への厳しい指摘もされたところです。

議会では、本会議や委員会質疑を通じ、真相解明に努めてまいりましたが、多くの疑念が解消されないことから、地方自治法第１００条に基づく調査権による事務調査を行う特別委員会を、昨年１０月３１日に設置をし、町民への説明責任を果たすことといたしました。

以下、報告書の概要を申し上げます。

本委員会は、１０名の議員で構成され、委員長には私、佐藤 孝が就任し、小林聖治議員が副委員長に就きました。また、６名構成の幹事会を設置をして運営をしてまいりました。

本委員会の調査事項は、企業版ふるさと納税を原資とした令和４年度国見町地域防災力向上事業高規格救急自動車研究開発事業についてであり、官製談合防止法違反などの法令違反疑惑に関する事項であります。

以降、本事業の主な経過について２ページに、本委員会及び幹事会開催は４ページに、また、法的助言者は６ページに記載をしておりますのでご覧ください。

次に、証人喚問等についてです。6ページからとなります。

証人喚問は4回行い、延べ10名の証人から証言を得ました。参考人招致は2回行い、5名から証言を得ております。非公開による聞き取り調査は2回行い、3名から証言を得ております。

地方自治法に基づく資料請求については、8ページから記載しております。

10ページから17ページにかけては、株式会社ベルリングに対する質問とその回答、3月28日の証人喚問で引地証人が持ち帰りをした調査事項の質問と回答内容が記載されています。

なお、本委員会の運営要項は、17ページから記載のとおりであります。

19ページからが調査結果になります。

報告内容を分かりやすくするために、10項目に区分し、それぞれ「前提となる経緯」、「明らかとなった事実」、「委員会としての判断」で構成されております。ここには、本事業と直接関係する事項のほかに、調査上、また調査過程で必要と判断された幾つかの事案で調査を行い、その結果も記載されています。かなりのボリュームがありますので、本事業で大きな疑念のあった「仕様書作成に関すること」についてのみこの場で報告し、その他の項目はそれぞれお読み取りいただきたいと思います。その後、10項目の調査結果をまとめた「総括・結論・提言」を詳しく述べたいと思います。

仕様書作成に関することについては、28ページになります。

救急車製造に関する仕様書、とりわけトヨタ・日産を超える救急車を造るとの高い理想を持って臨んできたのが本事業です。本来、民間で行うべきと考える開発を町で行う以上、大手メーカーが費やした年月なり、メーカーを上回る圧倒的な技術力、それを裏づける製造展開力、また販路展開を含めたサプライチェーンの確立は不可欠となるはずです。同時に、町独自の仕様作成となれば、専門的知見を有するマンパワーの確保が最低条件のはずです。しかし、本事業は技術者など配置のない中、素人同然の職員が僅か3か月でトヨタ・日産を超えると主張する高規格救急車仕様書を作成しました。さらに、仕様書には、4か月弱で新車10台、中古車2台を納車するとの内容も含まれていました。争点は、本当に独自仕様書作成が町職員で可能だったのかです。

証人喚問等の職員証言は、一様に、「ネットで調べ各自治体の仕様書を参考にした。カプコからの資料提供された」とありますが、本委員会に提出された資料は、ワンテーブルが完了報告書に添付をした宮城県亘理町の仕様書だけです。しかも、その仕様内容は極めて一般的で、本事業に記載されているような細かい仕様内容とは隔たりがありました。町では、それ以外の参考資料は「全て廃棄をして残っていない。どこの自治体だったかは分からない」との答えであります。個別ごとに仕様内容の説明を求めても、作成した職員はまともに答えられませんでした。

一方、1月26日の証人喚問で、ベルリング飯野社長は、「ワンテーブルに参考仕様書は提出をした」と証言し、ワンテーブルも参考仕様書の町提出を認める証言をし

ています。

しかし、それらの参考資料が一切存在しない以上、職員証言を証明する根拠はなく、各自治体の仕様書を参考にしたとする職員の証言は信用できません。本当に不要になったから資料を廃棄したのか、町にとって不都合な資料だったから廃棄したのか、それとも当初から不存在だったのかは判断できませんが、事業後に求められる説明根拠を自ら廃棄したことは、極めて不適切な行為だと言わざるを得ません。

本事業は、開発製造とのコンセプトからか、かなり狭義の仕様や特定企業の救急車仕様に酷似した内容となっています。それらを職員の証人喚問などで質したところ、先ほども申し上げたとおり、「覚えていない、分からない」の繰り返しで、まともな質疑になりませんでした。一方、報道で明らかとなった「直接的に日産を排除したくない。排除するなら室内寸法や多機能で排除したい」などのメールは、既に廃棄され提出されませんでした。が発信したことを職員は認め、「排除したいという言葉が独り歩きした」と釈明しました。仕様書作成の時点で、特定企業に誘導することを視野に進められたと見るべきであり、入札妨害の意図も疑われ、本事業の正当性は崩壊していると考えております。

この仕様書は、職員がネットなどで収集した他自治体仕様書とカプコ提供資料のみを参考に、何のエビデンスを求めることもなく机上のみで作成されています。資料をつなぎ合わせ、その成果を試作し検証したことも一切確認されておりません。伊達消防とは仕様書作成の協力合意があるにもかかわらず、町は伊達消防との技術的打合せなどは一切しておりません。挙げ句に、仕様書作成の技術的な最終チェックをしたかどうかさえも覚えていないとの証言です。

また、4か月で12台製造を可能とした判断根拠を問われた担当職員は、「特に根拠はなかったように思う」と述べて、さらに「消防庁資料は見たかもしれないが、頭に入っていなかった」とも述べています。これらの背景を逆説的に考えれば、応募可能な企業、あるいは受託可能な企業を、職員が事前に知っていなければ浮かばない設定と考えるのが相当と考えます。

本事業は、極めて高い技術と豊富な経験、また開発するための資金・設備など、企業でもなかなか参入できない分野だと考えています。その開発の前提となる仕様書作成に関して、町長は、「専門的かどうかは別にして、業務を進める上で必要なものが仕様書と判断をしたのであれば、担当のほうではその仕様書を作成することになる」と、令和6年3月28日の証人喚問で一般論を述べております。

本事業の根幹をなす仕様書作成が、人命を救うための車両開発、トヨタ・日産を超える車両開発であるならば、一般論で片づけられる事案ではありません。本事業では、高度な専門性を必要としない、何らかの背景があったと考えるのが相当であると評価をいたしました。

その他の項目は、先ほど述べたとおり、それぞれお読み取りいただきたいと思います。

55ページ以降が、「総括・結論・提言」となります。55ページです。

まず、公務労働とは何か、町職員のあるべき姿とは何かを一言ずつ書いております。それでは、総括です。

この間の調査で、不透明・不可解・不自然な点が数多く明らかとなりました。

まず、指摘しなければならないことは、本来は民間企業が行うべきと思われる高規格救急自動車開発を安易に捉え、専門的知見も経験もない町職員が仕様書を作成し、また、それら知見を有する団体などとの協議がほとんどないまま事業を進めたことであります。開発するための資金と設備、繰り返しになりますが、技術的見地や経験を有する技術者の確保、製造過程の検査検証期間、そして販売戦略を含めたサプライチェーンの確立などなど、開発を成就するためのハードルは極めて高く、実現性を可能にするための条件整備と事前協議は必要不可欠なはずであります。

しかし、本事業は、議会や町民に対して、それら具体の説明がされていないばかりか、関係機関や各メーカーなどとの協議など、事業の実現性を検討調査した経緯は確認できていません。トヨタ・日産などの大手自動車メーカーでの開発が、年単位で行われている歴史は誰もが知るところであります。町は、開発の裏づけとなる諸条件を全く有していない中で、それらを何一つ検討・解決することなく進めたことが、結果としてずさんな業務執行へとつながっていると考えております。

調査過程での関係職員の説明は、「トヨタ・日産を上回る、あるいは超える救急車を造りたい一心だった」と根拠のない観念的・主観的な言い訳に終始し、町が主導して開発事業を進めていたとこれらの説明からは認識することができませんでした。また、関係資料等を廃棄するなどの行為、あるいは肝心なことは「覚えていない」と答えるなど、町に新しい産業を興すとして始まった本事業の壮大さや、投入した公金の規模を考えたとき、計画のずさんさ、稚拙さを指摘せざるを得ません。

計画立案から最終決定過程でも、事業計画書がないにもかかわらず、本事業執行への不安や現実性を疑う意見などはほとんど確認できておりません。結果として無謀と思える事業執行が、事実上制御不能状態で進められていたと考えざるを得ません。その大きな要因に上げられるのが、受託者であるワンテーブルが事務局を担ったカプコの存在と役割だと言えます。

町第6次総合計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく本事業は、本来町主導で進められるべき事業であります。しかし、カプコ発足当初から、本事業がカプコによって具体的に提案され、その提案どおりに進捗している状況です。この経緯を考えれば、町はカプコの提案の後追いとなり、実質的に町の裁量権が限定・制限されていたと考えております。

企業版ふるさと納税をめぐる経過、カプコ契約までの経過、仕様書作成内容とその作成経緯、救急車12台の納車実態など、調査過程で浮き彫りとなった事象から判断すると、「事業に瑕疵はない」とする町の説明は理解納得できるものではありません。特に、令和5年3月末に納車された救急車12台のうち9台は、本事業契約以前に製造・艤装されていたことは、本委員会調査で確認されております。このことはつまり、本事業の救急車仕様内容と同じ仕様内容の仕様書が、本事業契約以前に存在していた

ことになります。この事実は、町職員が自ら作成したとする説明を根底から覆すものであります。また、本事業で開発したとする4項目も、町への納車日以前にほかの自治体へ納車されていることが、本委員会の調査で明らかになっております。

これらの事実を踏まえれば、今回の「高規格救急自動車開発事業」そのものが、開発という名に値する実態を伴うものとして遂行されたと言えるのか、強い疑問を抱かざるを得ません。

全町民の財産である4億円余りの公金を投入した事業成果品12台の救急車は、既に全車両がほかの自治体へ譲与され、残っているのは成果報告書のみです。事実上、町民全体の財産を無駄に使用した一種の背任と見るべきでもあります。

本委員会などからのカプコへの丸投げ批判に対し、町長は、「主体は町にあった」としています。しかし、本委員会として、その発言をまともに受け止める材料も根拠もなく、主体はカプコ事務局、つまりワンテーブルにあったと判断されても仕方のない経緯をたどっております。

本来、民間が行うべきと考えられる高規格救急自動車開発を、町の担当職員がたった3か月で仕様書を作成し、わずか4か月で開発製造させる契約を締結したことが妥当だったのだと町が現在においても認識しているとすれば、町の常識と町民が持つ一般常識とは天文学的に乖離していると言わなければなりません。この認識を修正しない限り、一度失った町政への信頼を回復することなど、到底できないものと指摘するものであります。

職員を取り巻く環境にも触れる必要があります。本事業が令和5年2月頃から報道されて以降、住民説明会を含めた町の対応に多くの町民が不信と不満を募らせていることはご案内のとおりです。このことは、職員全体に少なからず精神的な負担となり、心身ともに疲弊しているものと憂慮しています。したがって、職員の健康はもちろんのこと、住民生活を守り、地域社会をより発展させる障害にならないためにも、一刻も早い町政の正常化に向け、行政・議会がしっかりとその役割を果たさなければなりません。

議会に対する町民からの批判についても、真摯に受け止めなければなりません。令和4年9月議会定例会で、本事業に関する補正予算が上程をされ、リース事業などをめぐり多くの議論が交わされました。単独議案でないため、結果として他の事業の予算補正と併せ、全会一致で可決をいたしました。

この9月議会で町が説明したのは、救急車開発後のリース事業で町の名前を全国に広げること、救急車に関するデータを集約し、将来雇用を創出するとの説明が主でありました。この議会の前後においても、本事業の委託先選定方法や救急車開発の主体をどこに置くのか、その前提としての救急車製造の仕様書は誰が作成するのかなどの具体的プロセスの説明はありませんでした。しかし、それらの不十分な説明を受けつつも、補正予算に賛成したことが結果として本事業の不透明な経過をたどる一因につながっており、その道義的責任を否定するものではありません。

今後は、本事業のような議会の承認を必要としない委託契約内容などをどうチェッ

クするかなど、透明性と公平さが担保される改善策を、議会としてもしっかりと議論したいと考えています。今後も議会の役割をこれまで以上に発揮をし、町民全体の財産である予算が適正・的確に執行されるよう努めていく決意であります。

次に、結論を述べたいと思います。５７ページです。

既に述べたように、多くの点で公平公正な事業が実施されたと結論付けることは到底できないと考えています。

カプコ契約においては、私的交流サイトの場でワンテーブルのみに決裁前のプロポーザル実施要領案が提供され、事前に要望を聴取するなど、その行為そのものが特定企業への便宜供与で利益誘導と考えています。

仕様書作成過程では、繰り返し述べますが、町職員がほかの自治体の仕様書を参考に作成したと説明をしていますが、カプコ事務局提供の１つの資料が保存されているだけで、ほかは全て廃棄されています。事業後の説明責任を担保する資料を、町自ら廃棄しており、その説明の信憑性を議論する以前の問題として、廃棄したと主張する資料そのものが存在していたのかを疑わざるを得ません。

メールも同様です。新聞などで報道されたメール類は、町から議会へ提出された資料には一切含まれておりません。町にとって不都合なメールデータを意図的かつ組織的に廃棄したと疑わざるを得ません。

先ほど個別項目でも述べたように、本事業の異様に細かい仕様内容は、ベルリング社製Ｃ－ＣＡＢＩＮと酷似しています。作成者である職員の証人喚問では、詳細仕様に関する質問に対し、ほとんどの項目で説明できなかった事実があります。また、本事業担当職員とカプコとのメール発信では、仕様書の内容で他社を排除したい旨の発信がありますが、職員本人もそのメール発信を認める証言をしていることは先ほども申し上げました。仕様書作成過程での職員の質問は、カプコを経由しベルリング社に届けられ、同社が回答を作成しています。

また、ベルリング作成の参考仕様書もカプコ経由で町に提供されていることも、先ほど申し上げました。その過程では、中間検査を石川町のＣ－ＣＡＢＩＮ製造工場と想定した内容のメールが、担当職員とカプコとで交わされております。そのメールと同時期の令和４年９月に開催された町議会定例会の補正予算審議で、町長は、「高規格救急車を開発している県内企業から、企業版ふるさと納税を活用したいとの申出があったので資金を提供する」との趣旨を述べるなど、明らかに石川町の工場を念頭にしたと推測できる答弁があります。

町に納車された１２台のうち７台は、ワンテーブルが本事業契約の約１０か月前、つまり令和４年２月頃にベルリングへ事前発注したＣ－ＣＡＢＩＮが含まれていた事実があります。その他の２台も本事業契約前に艤装などが開始されている事実があります。

本事業契約期間が、４か月弱と短期間に設定をされております。作業工程上、ベース車両の確保、車体改造、艤装工程など一連の工程を考えれば、契約が成立してから初めて製造に着手したのでは、期間内に製造し納車することがほぼ不可能であること

は、総務省消防庁資料でも確認ができます。また、仕様書には中古車2台が記載されていますが、仕様書に適合する中古車はC-CABIN以外にはほぼ考えられず、かつ国内のC-CABIN配備状況を考えれば、契約期間内にC-CABIN中古車2台を準備することは、ワンテール以外にはほぼ不可能であったと考えられます。

以上のことから、本事業の救急車、つまりベルリング社製C-CABINに酷似した救急車を4か月という契約期間内に開発製造することは、客観的にワンテール以外には不可能と判断しました。現に、本事業のプロポーザルに応募したのはワンテール1社のみであります。体裁は、幅広い企業参加を求めた公募型プロポーザルではありますが、ワンテール以外、事実上参入でき得ない仕組みとなっていると考えられます。

したがって、本事業は入札に見せかけた実質的なワンテールとの随意契約であったと考えられ、本委員会としては公平公正な入札であったとの評価判断をすることはできないと結論づけたところであります。

この事業による政治への不信と、町の信用喪失は極めて甚大であります。当然、その責任は極めて大きく、重いものがあります。町長は行政の最高責任者として、法令等に基づく厳正な行政責任をしっかりと果たし、町の信頼回復への第一歩とすべきであると考えます。そして、政治は結果責任です。その責任は政治家である町長しか取ることができません。出处進退は他人から言われるものではなく、政治家自らが決断するものです。この決断を猶予する時間は限られております。町の現状を憂い、省みるとき、速やかなる政治的決断がされるよう強く求めるものであります。

最後に、提言を申し上げます。59ページです。

政治は「信無くば立たず」と言われております。町民の信頼を得るには、誠実な業務執行が不可欠でありますし、職場の風通しをよくし、自由に物が言える環境づくりに努めることが肝要であると考えています。これまでの調査結果、そして本委員会での議論の到達点として、今後の対応策と再発防止策を提言するものです。

1つ目、委託業務での業者選定は、提案者評価、提案内容評価、価格評価など、委託業務内容に則した選定方式を採用すること。

2つ目、各事業に係る入札など応募期間及び契約期間設定にあたっては、事業内容に基づき適切な期間確保に努めること。

3つ目、本事業のように、当該事業に関して政策提言をし得る立場の企業・団体、またはその企業・団体と会社法上の資本関係にある企業などが、当該業務請負、または委託に関する入札参加要件からの除外策を講じること。

4つ目、各事業の計画書は、企画立案時に関係部署間で共有するなどの対策を講じること。

5つ目、本事業のように高度な技術的知見や経験を必要とする業務を執行する場合、企画から完了まで、それら技術や知見、経験を有する者が所属する団体等との連携協力関係を検討すること。

6つ目、国見町情報セキュリティ対策要綱第36条をはじめとする各規定の遵守を

徹底すること。

7つ目、特別職を含め全ての職員に対し、関係法令及び町条例規則など、それら遵守のための研修を改めて計画的に実施すること。

8つ目、公文書及び行政情報管理は、関係条例等により運用するものの、当該事業が地方自治法第233条の審査を受け、当該事業が属する決算が認定されるまで、それら情報を保管するよう関係条文の改正を検討すること。この中には、業務執行上使用したメール及びメモ類を含むものとする。また、メールやメモ類について、課内共有の徹底を図ること。

9つ目、各種データ及びメール等を保管するサーバー容量の適正化を図ること。

以上、9項目が提言内容です。

59ページから最後までについては、それぞれ記載のとおりでありますので、お読み取りいただきたいと思います。

報告は以上ですが、この調査報告書は幹事会、そして本委員会合わせて5回の議論を経てまとめられております。議論の過程では大きな異論もなく、まとめとしての総括・結論・提言についても、全委員から反対意見はなく、全会一致、全会総意で報告書を決定していることを申し添えたいと思います。

最後に、本委員会設置以降、本日まで本委員会の調査活動に対し、多くの関係者からのご理解とご協力をいただきました。この間のご協力いただきました関係者皆様に心からの感謝を申し上げ、本委員会の調査報告に代えます。ありがとうございました。
議長（佐藤定男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

10番小林聖治君。

10番（小林聖治君） 委員長にお尋ねします。

この報告書の中で、体裁こそ幅広い企業参加を装った公募型プロポーザルであります。ワンテابل以外は事実上参入できない仕組みになっていることから、入札に見せかけた実質的なワンテابلとの随意契約であり、公正公平な入札であったと評価、判断することはできないと結論づけておりますが、私はこうかつな企業によって、国の企業版ふるさと納税制度がいとも簡単にゆがめられるなど、国の施策に一石を投ずるものと考えておりますが、委員長の見解をお聞かせください。

議長（佐藤定男君） 委員長。

3番（佐藤 孝君） 前段は全体で、全議員で確認した総意ですから、これはそのとおりでと思います。

国の制度そのものについてはいろいろ考え方はあると思いますが、1つは匿名寄附、これはやっぱり問題だと私は思っています。そもそも企業版ふるさと納税は、企業の社会性をアピールする一つの大きな手段ですから、匿名をするメリットがないと私は思っていますので、これは国の制度としてやっぱりしっかりと考えていただきたいというのが1つ。

2つ目は、提言の3つ目、59ページか60ページちょっと分かりませんが、提言の3つ目、③、ここに書いてあったように、やっぱり今回のワンテابلのように

町にいろんな提案をする立場の人、あるいはそれと資本関係にいる方、同時に受注する、今回の場合ですと救急車造ったのはベルリングですから、ベルリングと最初の匿名企業がグループ企業ですから、そういうやっぱり不透明な関係、不透明な事業にならないためにも、私は町に対して入札参加要件をちょっと考えろと言っていますけれども、そもそもやっぱりこれは国の制度として見直すべきだと思っています。

実際に、今回の通常国会で、委員会でこの議論をされていますから、この点については国見町だけでなく全ての自治体が、国がどういう企業版ふるさと納税の取扱いについて検討され、どういう結果になるか注目していると思っています。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

11番渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今回の委員会をやるのに10名と、幹事会の方6名いらっしゃるまして、その方々がこのように60ページにわたる報告書を作ったということに関しては大変ありがたいということと、改めて大変でご苦労なことだと思っています。

そこで、町民の方にいずれ報告書を出すということなんですけれども、町民からはその後にこの報告書をもってどのように私たち議員をどういうふうに見ているか、どのように考えているのかということでアンケートを取るべきではないかという提案もありました。実際、私どもが一方的に作って、言われたから報告書を出しましたと終わるのではなく、本当にこれを使ったことが町民にとってよかった、町民にこのようにやったことを理解していただくためには、アンケートまで突っ込んだ形のもので集約をして終わるべきではないかと思っているのですが、委員長はどのように考えているのかをお聞きします。

議長（佐藤定男君） 委員長。

3番（佐藤孝君） 本特別委員会の作業は報告書を提出するまでですので、特別委員会でそこまでやったほうがいいのかどうか、ちょっと議論があると思います。

私は、今の渡辺議員の提案は、議会全体で別の場所でしっかり議論して、例えば議会報告会のような形でやるのか、今おっしゃったようなアンケートを取るのかは、委員会の議論というよりも、議会全体で議論したほうが私はいいのではないかと思います。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、令和4年度国見町地域防災力向上事業高規格救急自動車研究開発事業に関する調査の件の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件はお手許に配りました委員会報告書のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（佐藤定男君） 起立多数です。

したがって、令和４年度国見町地域防災力向上事業高規格救急自動車研究開発事業に関する調査の件は、委員会報告書のとおり可決されました。

これで令和４年度国見町地域防災力向上事業高規格救急自動車研究開発事業に関する調査を終わります。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

以上で本臨時会に付議されました審議は終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

令和６年第４回国見町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

(午前１０時４３分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月10日

国見町議会 議長 佐藤 定男

同 署名議員 八巻 喜治郎

同 署名議員 宍戸 武志